

中央大学信窓会神奈川支部会則

第1章 総則

(名称)

- 第1条** 本会は、中央大学信窓会神奈川支部と称する。
2 本会は、中央大学学会においては、中央大学学会信窓会支部神奈川分会と称する。

(所在)

- 第2条** 本会は、主たる事務所を支部長の住所地に置く。
2 本会は、役員会の決議によって、従たる事務所を任意の住所地に置くことができる。

(目的)

- 第3条** 本会は、会員の親睦、知識の涵養、人格の陶冶及び社会的地位の向上を図るとともに、中央大学法学部通信教育課程の振興に寄与し、母校である中央大学の興隆に協力することを目的とする。

(事業)

- 第4条** 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1). 会員名簿の管理及び発行
 - (2). 会員に対する会報又は会誌の発行
 - (3). 会員の親睦に資する懇親会の開催
 - (4). 会員の知識の涵養に資する研修会の開催
 - (5). 会員の人格の陶冶に資する講演会の開催
 - (6). 会員の社会的地位の向上に資する交流の促進及び支援
 - (7). 中央大学法学部通信教育課程の在学生及び学生会支部に対する支援
 - (8). 中央大学法学部通信教育課程の振興につながる活動に対する協力
 - (9). 中央大学の興隆につながる活動に対する協力
 - (10). 中央大学学会の事業に対する協力
 - (11). 中央大学信窓会の事業に対する協力
 - (12). その他必要と認められる事業
- 2 本会は、中央大学に関係する他の団体とともに、前項各号の事業を行うことができる。
3 本会は、事業を適正かつ円滑に遂行するために、情報ネットワーク基盤を活用する。
4 本会は、事業を適正かつ円滑に遂行するために、必要な調査を行うことができる。
5 本会は、事業において収集した情報を適正かつ安全に管理するものとする。

(規則等)

- 第5条** この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別途規則等で定める。

第2章 会員

(会員)

第6条 神奈川県内に在住し、次のいずれかに該当する者は、会員の資格を有する。

- (1). 中央大学法学部通信教育課程を卒業した者
 - (2). 中央大学法学部通信教育課程を経て中央大学各学部通学課程に転籍して卒業した者
 - (3). 中央大学信窓会が会員（準会員を除く。）とした者
- 2 他の都道府県又は日本国外に在住し、前項各号のいずれかに該当する者は、役員会の決議によって、会員の資格を有することができる。ただし、在住都道府県に中央大学信窓会の支部が存在する場合、本会の会員の資格を有することについて、その支部長又は幹事長の同意を得なければならない。
- 3 本会は、会員の資格を有する者のうち、次の各号に掲げる者を、会員とする。
- (1). 本会又は中央大学信窓会に入会の申込みをした者
 - (2). 本会又は中央大学信窓会に住所及び氏名の届出をした者（中央大学法学部通信教育課程卒業時に中央大学信窓会に対する住所及び氏名の情報の提供に同意した者を含む。）
 - (3). その他本会又は中央大学信窓会が住所及び氏名を認知した者

(準会員)

第7条 次のいずれかに該当する者は、役員会の決議によって、準会員の資格を有することができる。

- (1). 中央大学法学部通信教育課程を中途退学した者
 - (2). 中央大学法学部通信教育課程を経て中央大学各学部通学課程に転籍して中途退学した者
 - (3). 中央大学信窓会が準会員とした者
 - (4). その他会員に準ずると認められる者
- 2 本会は、準会員の資格を有する者のうち、次の各号に掲げる者を、準会員とする。
- (1). 本会又は中央大学信窓会に入会の申込みをした者
 - (2). 本会又は中央大学信窓会に住所及び氏名の届出をした者
 - (3). その他本会又は中央大学信窓会が住所及び氏名を認知した者

3 準会員は、この会則又は規則等に定めるものを除き、会員と同一の権利義務を有する。

4 準会員は、次条第1項第1号乃至第5号の役員となることができない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1). 支部長 1名
- (2). 副支部長 3名以内

- (3). 幹事長 1名
 - (4). 副幹事長 5名以内
 - (5). 会計幹事 1名
 - (6). 幹事 10名以内
 - (7). 監事 1名以上
- 2 役員は、総会の決議によって、選任する。ただし、前項第2号乃至第6号の役員は、必要に応じて、役員会の決議によって、これを選任することができる。
- 3 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、前項ただし書によって選任された役員任期は、その選任時に在任する役員任期の満了する時までとする。
- 4 役員再任は、これを妨げない。
- 5 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 6 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、臨時に支部長としての職務を代行する。
- 7 幹事長は、本会の会務を総括し、事業を執行する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、臨時に幹事長としての職務を代行する。
- 9 会計幹事は、本会の会計事務を総括し、預貯金口座の管理に関して本会を代表する。
- 10 幹事は、本会の会務に協力し、事業の執行を支援する。
- 11 監事は、本会の事業及び会務の執行並びに会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。なお、監事は、必要に応じて、監査の対象について、意見を述べるすることができる。
- 12 支部長、副支部長及び幹事長をもって三役とし、三役及び副幹事長をもって四役とする。
- 13 三役及び監事は、会計幹事を兼務することができない。
- 14 四役及び会計幹事は、監事を兼務することができない。

(顧問及び相談役)

第9条 本会は、役員会の決議によって、顧問及び相談役を委嘱することができる。

第4章 会議

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関として、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1). 活動報告の承認
- (2). 収支決算の承認
- (3). 活動方針の承認
- (4). 収支予算の承認
- (5). 会則の改正

- (6). 役員の選任（第 8 条第 2 項ただし書によって選任された役員の承認を含む。）
- (7). その他支部長が必要と認める事項
- 2 前項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の付議は、役員会の発議に基づくことを要する。
- 3 定時総会は、毎事業年度の終了後 4 カ月以内に、支部長が招集する。
- 4 臨時総会は、支部長が必要と認めたときに、支部長が招集する。
- 5 支部長は、総会を開催する日の 2 週間前までに、招集の通知（総会を開催する旨を記載した会報又は会誌を含む。）を発しなければならない。
- 6 前 3 項にかかわらず、支部長は、戦争、疫病、天災事変その他やむを得ない事由があるときは、役員会の決議によって、書面決議を行う総会、若しくは場所の定めのない総会（物理的な会場を用意せず、会員及び役員がインターネット等の手段により出席する総会をいう。）を招集し、又は総会を延期若しくは中止することができる。
- 7 四役、会計幹事及び監事は、総会に出席しなければならない。
- 8 総会の議長は、当該総会に出席した会員の互選によって定める。
- 9 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 10 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。
- 11 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

（役員会）

- 第 11 条** 役員会は、本会の執行機関として、その事業及び会務を推進する。
- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
 - (1). 総会に付議すべき事項
 - (2). 総会において決議された事項の執行に関する事項
 - (3). 規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (4). その他この会則に役員会の決議によるべき旨の規定がある事項
 - (5). その他支部長が必要と認める事項
 - 3 役員会は、原則として、少なくとも年 2 回以上、支部長が招集する。
 - 4 役員会の議長は、支部長が務める。
 - 5 役員会の議長は、当該役員会の秩序を維持し、議事を整理する。
 - 6 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって行う。
 - 7 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - 8 前 5 項のほか、メーリングリストを用いる役員会は、常時開催する。
 - 9 第 3 項乃至第 7 項の規定は、メーリングリストを用いる役員会にも適用する。
 - 10 メーリングリストを用いる役員会において、議案の提出から 72 時間経過し、他の役員から対案若しくは修正案の提出又は反対の意思表示がないときは、当該議案の決議があったものと見做す。
 - 11 メーリングリストを用いる役員会の議事については、メーリングリストにおいて受信された電子メールの記録をもって議事録とすることができる。

第5章 会計

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会費)

第13条 本会の会費は、年額2,000円とする。

- 2 会員は、毎年7月末日までに、会費を納付しなければならない。
- 3 既に収入として収受した会費は、還付することができない。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入金をもって充てるものとする。

- 2 本会は、その目的、事業及び会務の範囲を超えて、経費を支出してはならない。

(予算)

第15条 本会の一切の収入及び支出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。

- 2 支部長は、事業年度ごとに予算を調製し、総会に諮らなければならない。
- 3 支部長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入支出することができる。

(決算)

第16条 支部長は、事業年度の終了後、速やかに決算を調製し、総会に諮らなければならない。

- 2 監事は、前項の決算を監査し、必要に応じて、意見を述べることができる。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、翌事業年度の収入に編入しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この会則及び規則等に定めのない事項については、支部長が別に定める。

附則（昭和 35 年 5 月 15 日制定）

この会則は、昭和 35 年 5 月 15 日から施行する。

附則（平成 16 年 12 月 5 日一部改正）

この会則は、平成 16 年 12 月 5 日から施行する。

附則（平成 25 年 7 月 6 日一部改正）

この会則は、平成 25 年 7 月 6 日一部改正し、同年 7 月 6 日から施行する。

附則（平成 30 年 7 月 7 日一部改正）

この会則は、平成 30 年 7 月 7 日一部改正し、同年 7 月 7 日から施行する。

附則（令和 4 年 7 月 9 日一部改正）

この会則は、令和 4 年 7 月 9 日から施行する。